

令和6年度埼玉県市民後見人養成研修 実施要項

1 目的

県内における成年後見制度の利用促進のため、市民後見人養成研修を実施し、制度の理解普及と後見人の担い手を確保することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

3 対象者（以下の条件を全て満たす者）

- ・ 在住市町村が埼玉県の研修への参加を希望していること
- ・ 市民後見人等として活躍する意思のあること
- ・ インターネットに接続できる環境を整えられること

4 研修方法・日程等

(1) 研修方法

以下の研修受講により、修了証書を発行します。

①動画視聴（30時間程度）

※視聴後課題に取り組み、御提出いただくことで、講義を受講したものとみなします。

提出方法及び提出期限については、受講が決定された方へお知らせいたします。

②集合研修（1日間、5時間程度）

※会場は、彩の国すこやかプラザ（さいたま市浦和区）を予定しています。詳細は受講が決定された方へお知らせいたします。

(2) 日程

①動画視聴	②集合研修
令和6年12月2日（月）～ 令和7年2月21日（金）	令和7年3月下旬 9時30分～16時30分

※講義動画は修了の有無によらず、視聴期間内であれば何度でも視聴することができます。

5 定員

100名

6 受講料

無料（ただし研修資料・講義動画視聴後の課題の印刷、交通費等は自己負担）

7 受講までのスケジュール

No	行程	備考
1	参加のお申し込み 受講者→市町村→埼玉県	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)
2	受講決定通知の送付 埼玉県→市町村→受講者	11月22日(金)を目安に、実施主体から、受講決定者に対し、電子メールで受講決定通知を交付します。 (11月25日(月)を過ぎても通知が確認できない場合は、御連絡ください)
3	講義動画視聴用URLと動画 視聴後課題の送付	決定通知と併せ、視聴用URL及び動画視聴後課題を電子メールで送付します。
4	講義動画視聴	12月2日(月)～2月21日(金)までの間に動画を視聴し課題をご記入ください。 動画で使われる資料については配布はありません。必要な場合には各自各動画の概要欄からダウンロードし印刷してください。
5	課題の提出(必須)	講義動画視聴後の課題(必須)の御提出をお願いします。 (提出については、集合研修の受付時に回収しますので必ずご持参ください。)
6	集合研修	令和7年3月下旬 9時30分～16時30分 受講決定時に集合研修に関する内容・時間・会場等につきましては改めてお知らせいたします。)
7	修了証書の発行	視聴動画を全て視聴し、集合研修に参加し、課題*を提出された方については、修了証書を発行いたします。

※課題は、講義ごとに全てご記入いただきます。

8 申込方法

お住まいの各市町村のホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、各市町村担当課へお申し込み下さい。

9 研修修了の認定方法等

- (1) 全科目を受講することが必要です。講義動画視聴後の課題が未提出の場合や、集合研修に遅刻・早退した場合は欠席扱いとなり、修了を認めません。
- (2) 受講に際しては、研修担当者の指示に従わない者、その他演習等を受けさせないことが適当と認められる者については、全科目の履修ができなかったものとして修了させないことがあります。

10 個人情報の取り扱いについて

- (1) 申込に際して取り扱う個人情報は、研修当日の名簿への記載、修了証書作成、受講管理および県への報告以外には使用いたしません。
- (2) 研修中に知りえた個人情報を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。これは、本研修終了後においても同様とします。

11 その他留意事項

- (1) 講義動画視聴にあたって
 - ・本研修の録画・録音・撮影（スクリーンショットを含む）、および資料の二次利用、SNS等への投稿は固くお断りします。本研修内容の盗用が発覚次第、著作権・肖像権侵害等として対処させていただきます。
 - ・パソコン等を利用したインターネットへの接続環境を御準備ください。
- (2) 集合研修受講に当たって
 - ・感染症の拡大及び悪天候等により、研修の中止等がある場合は、埼玉県社会福祉協議会のホームページに掲載します。
- (3) その他
 - ・申込受付期間終了後の変更・キャンセルはできませんので十分御検討の上、お申し込みください。

12 問い合わせ先

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター （担当：滑川、小野寺）

TEL 048-822-1194

メール riyoenjo@fukushi-saitama.or.jp